

三沢空港振興会旅行商品造成支援事業助成金 実施要領

1. 事業概要

本助成は、三沢空港の利用促進を図るため、三沢空港を利用する旅行商品(団体旅行商品、個人向けフリープラン商品等)の企画造成、広告宣伝、販売等を行う旅行事業者等に対して助成するもの。※チャーター便に関する助成につきましては直接お問い合わせください。

2. 事業内容

助成種別	対象期間 (旅行催行日(出発日及び帰着日))	対象路線	助成金額	備考
① 企画支援 助成	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	三沢空港発着 定期便全路線	上限5万円	・商品の企画造成、広告宣伝等に 係る経費に対し、助成する。 ・片道利用も可とする。 ・商品造成に経費を要したにも 関わらず、催行中止となった場 合は、如何なる理由であれ、助 成対象外とする。
② インセン ティブ助成	【前期】 ・令和8年4月1日～ 令和8年6月30日	・三沢=東京 (羽田)線	2,500円/席 (上限40万円)	・延べ利用実績について、往復 利用の場合は2席と数える。 (添乗員は含めない) ・天候不良等で新幹線等に急遽 変更となった場合、実績として 計上しない。 ※「前期」「後期」の取扱いに ついては裏面を参照
		・三沢=大阪 (伊丹)線	3,000円/席 (上限45万円)	
	【後期】 ・令和8年11月1日～ 令和9年3月31日	・三沢=札幌 (丘珠)線	2,500円/席 (上限40万円)	

3. 留意事項

- ・1つの旅行商品に対し、①か②の助成のどちらか1つを選択して申請すること。
- ・助成については、1造成箇所(〇〇社〇〇支店等)あたり、原則、年間4件(①、②の合計申請件数)を上限とする。※三沢空港を起点とした商品についてはこの限りではないが、4件以上の申請をする場合は事前に相談すること。
- ・対象期間は、旅行催行日(出発日及び帰着日)が上記対象期間内の日程のみ助成の対象とする。
- ・コース番号を新たに設定する等新規に造成するものを対象とし、同コース内容にて催行日のみ変更となっている旅行商品は対象外とする。
- ・本事業は先着順に受付・交付決定を行い、予算額を超えた時点で終了とする。
- ・申請額については過去の販売実績等を考慮して、実績と大きく乖離しないようにすること。
- ・商品を各種媒体で広告する際は、原則【協賛：三沢空港振興会】の文字及び【三沢空港ロゴマーク】を入れることを条件とする。(※いずれもサイズは任意とする)
- ・本助成金と国、他自治体、他の空港等が実施する助成制度との併用は可とする。
- ・申請にあたり旅行商品の募集広告など概要が分かる書類(チラシや宣伝計画、web画面等)の提出がない場合は、申請は受理しないこととする。

4. 助成事業の流れ

実施要領制定前

- 【申請者】 事前着手届の提出
↓
【事務局】 事前着手届受領書の通知
↓
↓

※インセンティブ助成（後期）は事前着手届の提出はありません。交付申請書を直接ご提出ください。

実施要領制定後（R8.6月）

- 【事務局】 制定後の実施要領の通知
↓
【申請者】 交付申請書（様式1）の提出
↓
【事務局】 交付決定（様式2）の通知
↓
【申請者】 実績報告書（様式3）及び請求書（様式4）の提出
↓
【事務局】 確定通知書（様式5）の通知、助成金の支払い

助成金交付に必ず必要な手順

前期・後期の取扱いについて（インセンティブ助成）

令和7年度以降「インセンティブ助成」については、前期・後期に分けての申請となっております。

○申請時期

【前期】 要領制定後から令和8年6月19日まで

【後期】 令和8年9月1日から令和9年2月26日まで

※事業完了後速やかに実績報告の提出をお願いいたします。

※上記の申請期間で間に合わない場合はご相談ください。

5. お問合せ・提出先

三沢空港振興会事務局（三沢市役所政策調整課内）

〒033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38

TEL：0176-53-5111（内線538）FAX：0176-52-5656

E-mail：msw_seisaku@misawashi.aomori.jp



トリニキテ。

三沢空港

MISAWA AIRPORT